

## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要					
事 業 名	治山事業（予防治山事業）				
地 区 名	北設楽郡東栄町振草字下栗代大屋路他				
事業箇所	北設楽郡東栄町振草字下栗代大屋路他				
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹を保全し、山地災害を防止する。				
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> 落石防護壁2基、転石整理工17個を設置し、荒廃山腹の保全を図る。				
事 業 費	事業費		内訳		
	43百万円		■工事費 43百万円、□用補費 百万円、□その他 百万円		
事業期間	採択予定年度	平成25年度	着工予定年度	平成26年度	完成予定年度
事業内容	落石防護壁2基、転石整理工17個を設置する。				
II 評価					
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。			
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。		
		<b>【理由】</b> 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。			
②事業の実効性	1) 事業計画	平成26年度に工事を43百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成26年度で、総事業費は43百万円の予定である。			
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。		
		<b>【理由】</b> 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。			
III 対応方針					
妥 当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。				
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容					
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 <b>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</b>					
<b>【主な評価内容】</b>					